

特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者（児）で、支給要件を満たす方に特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。申請には指定の診断書などが必要ですので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

特別障害者手当

【対象者】

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態で、次の①～⑦の障がい有二つ以上重複するか、それと同程度以上の障がいがある、在宅で20歳以上の特別重度障がい者

- ①両眼の視力の和が0.04以下
- ②両耳の聴力レベルが1000デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がい有する
- ④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤体幹の機能に、座っていることができる程度か立ち上がることでできない程度の障がい有する
- ⑥前記①～⑤のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく

困難な状態にある

- ⑦精神の障がい以前記①～⑥と同程度以上と認められる状態

【支給制限】

- ①身体障がい者厚生施設などの社会福祉施設に入所している方
- ②病院または診療所に3か月以上継続して入院している方
- ③受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（受給資格者の所得には障害基礎年金を含みます）

【手当の額】

- ◎平成25年9月まで
月額26,260円
- ◎平成25年10月から
月額26,080円

【支給月】

2月・5月・8月・11月

障害児福祉手当

【対象者】

日常生活において常時特別な介護

を必要とする状態で、次の①～⑩のいずれかに該当する、在宅で20歳未満の重度障がい児

- ①両眼の視力の和が0.02以下
- ②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない
- ③両上肢の機能に著しい障がい有する
- ④両上肢のすべての指を欠く
- ⑤両下肢がまったく動かない
- ⑥両大腿を2分の1以上失っている
- ⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がい有する
- ⑧前記①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な症状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある
- ⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がい以前記①～⑧と同程度以上と認められる
- ⑩身体の機能の障がいや症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前記①～⑨と同程度以上と認められる

【支給制限】

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ②肢体不自由児施設などに入所している方
- ③障がい支給事由とする年金給付

を受けている方

【手当の額】

- ◎平成25年9月まで
月額14,280円
- ◎平成25年10月から
月額14,180円

【支給月】

2月・5月・8月・11月

現況届の提出を

お忘れなく

特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されている方は、省令に基づき例年8月に「現況届」を提出することになっています。

受給されている方には8月上旬に通知書を郵送しますので、忘れずに届出をしてください。

【受付日時】

- 8月12日(月)～30日(金)
- ※土日を除く
- 午前8時30分～午後5時
- ※正午から午後1時を除く

【提出場所】

社会福祉課窓口（石橋庁舎一階）

【持ちこくるもの】

- ◎現況届
- ◎平成24年中に受給した年金等の種類・受給額の分かる書類の写し（受給者のみ）
- 平成25年度の所得証明書または住民税決定証明書（転入等により平成25年1月1日に下野市に住所がない方のみ）